

令和2年 川崎市提案（共同提案含む） 提案内容と結果 （3件）

	提案内容	対応結果	対応方針
1	子ども・子育て支援法に定める施設等利用給付認定等の事務の簡素化	対応可	子どものための教育・保育給付認定を受けている保護者が子育てのための施設等利用給付認定を受けたものとみなされる場合における施設等利用給付認定に係る通知の時期や方法については、当該教育・保育給付認定に係る通知と一本化することも含め市町村（特別区を含む。）の判断により決定することが可能であることを地方公共団体に令和2年度中に通知する。
2	3R推進交付金の交付対象の明確化等	対応可	循環型社会形成推進交付金、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金及び廃棄物処理施設整備交付金については、地方公共団体による交付対象の判断に資するよう、令和2年度中に新たな交付金申請の手引を作成するとともに、循環型社会形成推進交付金サイトへの関連資料の集約等を行う。
3	災害等廃棄物処理事業費補助金申請における添付資料の削減	対応可	災害等廃棄物処理事業費補助金の申請に係る添付資料については、地方公共団体の負担軽減を図り災害対応に注力できるようにする観点から、必要最小限のものとなるよう、「災害関係業務事務処理マニュアル」を改正し、地方公共団体に令和2年度中に通知する。

令和2年 指定都市市長会提案 提案内容と結果 (8件)

	管理番号・提案内容	対応結果	対応方針
1	災害救助法による救助期間における協議方法の見直し（本市発案）	対応可	救助の期間の延長については、地方公共団体の適切な判断に資するよう、延長すべき期間が予測できる場合又は延長すべき期間は予測できないものの一定期間以上の延長が必要であることが明らかな場合は、一般基準で定められた期間にかかわらず延長できることを具体的な事例を示しつつ明確化し、全国会議を通じ、地方公共団体に令和3年5月を目途に周知する。
2	災害救助法による救助における現物給付の原則の見直し（本市発案）	対応不可	改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とするものとする提案として処理
3	災害救助法による救助期間の基準の見直し（本市発案）	対応不可	改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とするものとする提案として処理
4	堆積土砂排除事業における補助対象要件の明確化及び堆積土砂量の推計方法の合理化	対応不可	「都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針」においては、「堆積土砂排除事業に該当するものの一類型として「市町村長が堆積土砂を放置することが公益上重大な支障があると認めて搬出集積され、直接排除されたもの」を規定している。また、堆積土砂量の土量変化については、運搬すべき土量の運搬費用算定の過程において、土質に応じた土量変化を既に考慮することとなっている。
5	補正予算による国庫補助金に係る繰越・翌債事務手続きの簡素化	対応不可	補正予算については、地方公共団体の申請に基づいて採択しているところであるが、地方公共団体の求めに応じて当初予算の確保に努めたい。また、国庫補助金の交付手続における事務負担軽減の一環として繰越制度の周知を含めて丁寧な対応に努めたい。
6	特定医療費（指定難病）助成制度における申請書類等から「性別」項目を削除（本市発案）	対応可	特定医療費の支給認定に係る申請書等における性別の記載については、削除することを検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
7	小児慢性特定疾病病対策事業に関する受給者証への記載事項の見直し	対応可	小児慢性特定疾病の医療費助成制度の事務手続きにおける高額医療費制度の所得区分の保険者への確認等については、オンライン資格確認の導入状況及び都道府県等の意見を踏まえつつ、医療受給者への当該区分の記載の廃止及びマイナンバー制度における情報連携を活用した当該区分の確認等による事務の簡素化について検討し、令和3年夏までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
8	新旧住所地における選挙人名簿更新に係るルールの特制	対応不可	改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とするものとする提案として処理

令和2年 他都市提案への共同参画 提案内容と結果 (対応可能：76件中50件)

※対応可能となったもののみ記載

	提案内容	対応方針
1	地方創生推進交付金申請に係る検討時間等の確保	地方創生推進交付金の申請手続きについて、地方公共団体の検討期間を確保するため、事業設計の参考となる情報を、申請に係る事務連絡の発出前の可能な限り早期に地方公共団体に提供する。〔措置済み、令和2年11月30日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡〕
2	地方創生推進交付金に係る対象経費の明確化	地方創生推進交付金の対象となる経費について、地方公共団体的確かな判断に資するよう、引き続き、事前相談等を通じて助言に努めるとともに、「地方創生推進交付金に関するQ&A」の見直しを行い、令和3年度から実施する事業の申請に係る事務連絡に併せて地方公共団体に通知する。
3	「地方創生推進交付金」及び「地方創生拠点整備交付金」の変更申請時期の弾力的対応	事業費の増額を伴う変更申請について、地方公共団体がその実情に応じて柔軟に事業を実施することが可能となるよう、地方公共団体等の意見を踏まえ、申請機会を拡充することについて検討し、令和3年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
4	関係法律等に基づく計画策定の義務付け（実質的な義務付けとなっている努力義務を含む）を見直すこと	各法律ごとに対応を掲載（以下一部抜粋） ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 基本計画については、地方公共団体の判断により、関係機関による協議会等における協議結果を計画の一部として活用することが可能であること、政策的に関連の深い他の計画等と一体のものとして策定することが可能であること、地方公共団体がその実情に応じて計画の期間や変更時期を判断することが可能であることを明確化し、地方公共団体に令和2年度中に通知する。 ・子ども・若者育成支援推進法 子ども・若者計画については、子ども・若者育成支援推進大綱を勘案した内容であれば、総合計画など地方公共団体における既存の計画等を当該計画とみなすことが可能であること、地方公共団体がその実情に応じて計画の期間や変更時期を判断することが可能であることを明確化し、地方公共団体に令和2年度中に通知する。令和2年度中を目途に策定することとしている子ども・若者育成支援推進大綱の改定の時期については、地方公共団体及び「子供・若者育成支援推進のための有識者会議」の意見を踏まえ、政策的に関連の深い他の大綱等の改定の時期に合わせる方向で検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
5	電子契約における電子署名の見直し	地方公共団体が契約内容を記録した電磁的記録を作成する場合に、電子署名と併せて送信することにより当該契約を確定させることができる電子証明書については、地方公共団体情報システム機構が地方公共団体組織認証基盤において作成する職責証明書を追加する。〔措置済み（地方自治法施行規則の一部を改正する省令（令和2年総務省令第90号）等）〕
6	長期継続契約を締結することができる契約の対象範囲の拡大	長期継続契約を締結することができる契約については、ソフトウェアのライセンス契約も含まれることを明確化し、地方公共団体に令和2年度中に通知する。
7	財産処分承認の際に付される国庫補助金相当額の納付の条件の見直し	農林水産省所管の国庫補助事業等により取得した財産の処分については、間接補助事業者等が資金繰りの悪化等により補助対象財産を維持管理することが困難となった場合における補助事業者等に対する国庫納付条件について、関連する司法判断も踏まえて検討し、令和3年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
8	世帯分離届の申請に係る認定基準の明確化	市町村長（特別区の長を含む。）が、世帯に関する事項をはじめ住民票の記載事項につき、必要があると認めるときに行う調査については、令和3年度に実施する地方公共団体向けの研修会等において、その運用に当たっての留意事項を周知する。
9	個人番号カード利用環境整備費補助金申請における押印の省略	個人番号カード利用環境整備費補助金及びマイナポイント事業費補助金に係る交付申請書等については、押印を不要とした上で、電子的な手段による提出を可能とするよう、「個人番号カード利用環境整備費補助金交付要綱」（令元総務省）及び「マイナポイント事業費補助金交付要綱」を改正する。 [措置済み（令和2年8月3日付け総務大臣通知、令和2年8月5日付け総務省自治行政局マイナポイント施策推進室事務連絡、令和2年8月11日付け総務省自治行政局マイナポイント施策推進室事務連絡）]
10	マイナンバーカードに搭載されている電子証明書の有効期限の延長（5年→10年）	以下に掲げる地方公共団体の事務については、地方公共団体が指定する郵便局において取り扱わせることができる事務に追加する。 ・署名用電子証明書の発行の申請の受付及び当該申請に係る署名用電子証明書の提供並びに署名用電子証明書の失効を求める旨の申請の受付 ・利用者証明用電子証明書の発行の申請の受付及び当該申請に係る利用者証明用電子証明書の提供並びに利用者証明用電子証明書の失効を求める旨の申請の受付

	提案内容	対応方針
11	土壌汚染対策法第3条第1項ただし書きによる調査義務の一時免除を受けた土地に係る土地の形質の変更の届出に関する事務手続きの見直し	使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地の所有者等に対する土壌汚染状況の調査・報告の命令については、都道府県知事等が土壌汚染状況の調査・報告を一時的に免除した土地の形質の変更の届出を受理したときの命令を行う場合には、行政手続法第2章から第4章の2までの規定が適用されないことを明確化し、都道府県等に周知する。 [措置済み（令和2年11月25日付け環境省水・大気環境局土壌環境課長通知）]
12	大気汚染防止法等に基づく届出事務における指定様式の簡素化	特定施設設置届出書などの各種届出書類については、令和2年度中に省令を改正し、押印及び本人署名を不要とする。
13	プラスチック製容器包装を回収する際に使用しているビニール袋を回収可能とすること	プラスチック製容器包装と収集袋をまとめてリサイクルすることについては、「中央環境審議会循環型社会部会プラスチック資源循環小委員会、産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会プラスチック資源循環戦略ワーキンググループ合同会議」におけるプラスチック資源循環施策に関する議論の中で必要な検討を行い、令和2年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
14	国民健康保険資格の職権喪失処理に係るマイナンバー情報連携の利用事務の拡大	・オンライン資格確認の導入に伴い一元的に管理される資格情報を利用し、他の医療保険と重複加入となっている被保険者の情報を、市区町村に提供する仕組みを構築し、令和3年3月から運用開始する。それに先立ち、当該仕組みの運用方法について市区町村に通知する。 ・資格重複情報により被保険者資格の喪失処理を行うことについて、オンライン資格確認の運用状況を踏まえて検討し、令和3年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
15	介護保険法に基づく保険者機能強化推進交付金の評価指標における年度改定の廃止	保険者機能強化推進交付金については、毎年度の評価指標の見直しの検討において、当該交付金に係る地方公共団体の取組の円滑な実施に配慮するとともに、評価指標や評価結果の通知を令和3年度交付分から可能な限り早期に行う。
16	特別養護老人ホームの定員規模別の報酬の設定	定員80人以下の介護老人福祉施設の介護報酬（指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準については、社会保障審議会の意見を聴いた上で検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
17	指定難病の医療受給者証への医療保険の所得区分の記載の廃止	指定難病の医療費助成制度の事務手続における高額療養費制度の所得区分の保険者への確認等については、オンライン資格確認の導入状況及び都道府県等の意見を踏まえつつ、医療受給者証への当該区分の記載の廃止及びマイナンバー制度における情報連携を活用した当該区分の確認等による事務の簡素化について検討し、令和3年夏までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
18	国民健康保険における療養費等から滞納保険料へ充当できることの明確化	国民健康保険料については、保険料を滞納し被保険者資格証明書の交付を受けている世帯主であって、保険給付の支払の一時差止の措置が取られている者が、滞納している保険料をなお納付しない場合に、市区町村が、あらかじめ当該世帯主に通知して、当該一時差止に係る保険給付の額を当該世帯主が滞納している保険料額に充当することが可能である旨を、全国会議を通じ、令和2年度中に市区町村に周知する。
19	国民健康保険資格の職権喪失処理に係るマイナンバー情報連携の利用事務の拡大	・オンライン資格確認の導入に伴い一元的に管理される資格情報を利用し、他の医療保険と重複加入となっている被保険者の情報を、市区町村に提供する仕組みを構築し、令和3年3月から運用開始する。それに先立ち、当該仕組みの運用方法について市区町村に通知する。 ・資格重複情報により被保険者資格の喪失処理を行うことについて、オンライン資格確認の運用状況を踏まえて検討し、令和3年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
20	介護給付費財政調整交付金及び総合事業調整交付金について、交付対象期間の改定	調整交付金及び介護予防・日常生活支援総合事業調整交付金の交付額の算定については、市区町村における事務の実態等を把握した上で、市区町村の事務負担を軽減する方策について検討し、令和3年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
21	オンライン資格確認システム情報を利用した国民健康保険の資格情報適正化及び事務改善	・オンライン資格確認の導入に伴い一元的に管理される資格情報を利用し、他の医療保険と重複加入となっている被保険者の情報を、市区町村に提供する仕組みを構築し、令和3年3月から運用開始する。それに先立ち、当該仕組みの運用方法について市区町村に通知する。 ・資格重複情報により被保険者資格の喪失処理を行うことについて、オンライン資格確認の運用状況を踏まえて検討し、令和3年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

	提案内容	対応方針
22	国民健康保険における高額療養費申請手続きの簡素化に係る年齢制限の撤廃	国民健康保険の高額療養費の支給申請については、被保険者及び市区町村の負担を軽減する観点から、令和2年度中に省令を改正し、市区町村の判断により手続きを簡素化することを可能とする。
23	国民年金等事務費交付金の算定事務簡略化	国民年金等事務取扱交付金のうち、協力・連携事務に係る交付金の交付申請については、算定事務の負担軽減に資する取組事例を収集し、市区町村に通知する。 〔措置済み（令和2年11月27日付け厚生労働省年金局事業管理課長事務連絡）〕
24	有料道路における障害者割引制度の是正	障害者に対する有料道路通行料金の割引措置に関する証明事務については、申請者の利便性の向上及び市区町村の事務負担の軽減を図る観点から、有料道路事業者との協議の上、以下のとおりとする。 ・更新申請手続きにおける提出書類の簡素化について検討し、令和3年夏までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・ICTの活用等による申請手続きの効率化について、市区町村の意見や行政サービス等におけるデジタル化の状況を踏まえつつ検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
25	配偶者からの暴力を受けた被扶養者の取扱い等に係る適用範囲の拡大	被保険者等から暴力等を受けた被扶養者については、公的機関が発行する暴力等を理由として保護した旨の証明書を付して当該被扶養者が保険者へ申し出た場合に、保険者が健康保険の被扶養者から外すことを可能とし、その旨を保険者及び地方公共団体に令和2年度中を目途に通知する。
26	国民健康保険料の還付に必要とされる戸籍の無料化が可能であることの明確化	国民健康保険料の還付に係る戸籍謄本等の交付手数料については、保険給付に係る戸籍に関する無料証明の規定にかかわらず、市区町村の条例により免除することを定めることが可能である旨を、全国会議を通じ、令和2年度中に市区町村に周知する。
27	指定難病患者が特定医療を受けることができる指定医療機関等の指定の廃止	指定医療機関の中から指定難病患者が特定医療を受けるものを定め、医療受給者証へ記載する事務の在り方については、指定難病患者の利便性の向上及び都道府県等の事務負担の軽減を図る観点から、厚生科学審議会疾病対策部会難病対策委員会における議論を踏まえて検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
28	難病医療費助成制度の簡素化・効率化	臨床調査個人票及び指定難病患者データベースについては、都道府県等及び指定医の負担を軽減する方向で、厚生科学審議会疾病対策部会難病対策委員会における議論を踏まえ、記載事項及びデータの登録に係る事務の簡素化等について検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
29	難病指定医研修オンラインシステムの運用改善	都道府県知事等が行う指定医の指定に係る研修については、都道府県等の負担軽減を図るため、都道府県等の意見を踏まえつつ、オンライン研修の登録方法の見直しについて検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
30	NHK放送受信料免除申請に係る市町村の証明事務の廃止	・日本放送協会に対して郵送により申請することを令和3年度から可能とするとともに、ICTの活用による申請手続の更なる効率化について、市区町村の意見や行政サービス等におけるデジタル化の状況を踏まえつつ、引き続き検討する。 ・免除事由存否調査に係る市区町村の事務負担を軽減する方策について検討し、令和3年夏までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
31	生活保護法に基づく指定医療機関の変更届の一部省略化	都道府県知事等が指定する医療機関の申請等については、医療機関が健康保険法に基づき行う保険医療機関等の指定に係る申請等と併せて地方厚生局を窓口として行うこととする方向で検討し、令和3年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
32	生活保護費等国庫負担金等に係る事務負担の軽減	生活保護費等国庫負担金等の実績報告については、地方公共団体の事務負担の軽減に資するよう、報告に用いる様式の改正が必要な場合は可能な限り早期に行うとともに、令和2年度事業の報告から当該様式への入力事務を効率化するための所要の措置を講ずる。
33	心身障害者扶養共済制度の受給者の現況確認等に係る本人確認情報の提供体制の見直し	心身障害者扶養共済制度において地方公共団体から独立行政法人福祉医療機構へ提出している現況届書及び死亡届書については、令和3年度から住民票の写しの添付を不要とする。 また、条例の規定により地方公共団体が精神又は身体に障害のある者に関して実施する心身障害者扶養共済制度において行う年金受給者の現況確認については、地方公共団体の条例に基づく住民基本台帳ネットワークシステムの活用を含め、年金受給者及び地方公共団体の事務負担を軽減する方策を検討し、令和3年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

	提案内容	対応方針
34	「障害者総合支援法」に基づく居住地特例対象施設の拡大	居宅や障害者支援施設等から他の市区町村に存する介護保険施設等に入所し、障害福祉サービスを利用する場合の居住地特例の適用については、介護保険施設等の入所者の状況等についての実態調査の結果等を踏まえつつ、介護保険施設等を対象とすることについて検討する。その上で、社会保障審議会での議論を踏まえ、令和3年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
35	日本赤十字社の活動資金に関する業務の法的位置づけ	日本赤十字社に対する寄附金などの現金の取扱いについては、実態調査等を行った上で、地方公共団体が当該現金を取り扱う根拠を法的な面から検討し、令和3年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
36	国民年金関係の申請・届出のインターネット手続き化	国民年金第一号被保険者に係る申請及び届出については、オンライン化に向けて検討を行い、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
37	保育室等の居室面積に係る基準について、「従うべき基準」から「参酌すべき基準」への変更	保育所等における待機児童対策については、地方公共団体からの意見聴取等を通じて実態等の把握を進め、更なる保育の受け皿整備に向けた取組について検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
38	幼保連携型認定こども園の園庭に関する基準の見直し	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準のうち園庭面積に係る基準については、幼稚園等から幼保連携型認定こども園への移行や施設の老朽化等に伴う園舎の建替えなどの施設整備により、当該施設整備に係る期間において当該基準を満たせない場合、幼保連携型認定こども園の設置等の認可権者である地方公共団体が、教育・保育の内容等を確認した上で、一時的な園庭面積の不足についてやむを得ないものとして取り扱うことが可能であることを、地方公共団体に令和2年度中に通知する。
39	保育対策総合支援事業費補助金等に係る事務手続の簡素化	保育所等整備交付金、子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金及び保育対策総合支援事業費補助金の申請等に係る事務については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、申請書類の簡素化やFAQの整備など必要な方策を検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
40	幼稚園、保育所等及び認定こども園により異なる処遇改善等加算Ⅱに係る研修受講要件等の見直し	施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅱ（特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等の要件となっている研修の取扱いについては、事業者及び地方公共団体の事務負担の軽減を図る観点から、以下のとおりとする。 ・研修の実施方法については、eラーニング等による研修の実施が可能であることを明確化するとともに積極的な活用を促すため、地方公共団体に令和2年度中に通知する。 ・保育所及び地域型保育事業所が企画・実施する当該保育所等の職員等に対する研修については、保育所等が園内研修の認定申請に際し都道府県に提出する申請書の標準様式を新たに定めるとともに、園内研修の受講により短縮される研修時間の取扱い等の留意事項を明確化し、地方公共団体に令和2年度中に通知する。 ・研修実施主体の認定状況等については、地方公共団体に情報提供を行うこととし、その旨を令和2年度中に通知する。等
41	次世代育成支援対策施設整備交付金の運用見直し	次世代育成支援対策施設整備交付金については、設計・施工一括発注方式（デザインビルド方式）を活用する場合の事前協議や交付申請手続に係る留意事項を明確化し、地方公共団体に令和2年度中に周知する。
42	保育士の就業状況等の届出の努力義務化	保育士確保のため、離職等した保育士からの届出を努力義務化することにより、当該保育士の状況を都道府県等が把握できることとする制度の導入については、保育士不足の状況や保育士・保育所支援センター設置運営事業の活用状況、他業種における届出制度の効果等を踏まえて検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
43	ファミリーホームに委託されている児童が保育所に入所できることの明確化	小規模住居型児童養育事業を行う者に委託されている児童については、保育所への入所が可能であることを明確化するため、「里親に委託されている児童が保育所へ入所する場合等の取扱いについて」（平11厚生省大臣官房障害保健福祉部障害福祉課長、児童家庭局家庭福祉課長、保育課長）を改正し、地方公共団体に令和2年度中に通知する。また、当該児童が保育所へ入所する場合の費用の支弁等の取扱いについても検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
44	幼保連携型認定こども園が行う施設整備事業に対する交付金の一本化等	保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金については、交付申請等に関する様式の一部の共通化を図る。〔措置済み（令和2年4月8日付け文部科学省初等中等教育局長通知）〕また、地方公共団体の事務負担を更に軽減する方向で検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

	提案内容	対応方針
45	社会資本整備総合交付金制度に係る押印文書の電子化による提出	<p>社会資本整備総合交付金の申請等については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、以下の措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公印の押印省略及び電子メールによる提出を可能とし、地方公共団体に通知する。〔措置済み（令和2年7月22日付け国土交通省大臣官房社会資本整備総合交付金等総合調整室長通知）〕 ・申請書等の提出を含め、事務手続が社会資本整備総合交付金システムで全て完結するよう改修等を行うとともに、改修内容や操作方法等を明確にするため、「社会資本整備総合交付金システム操作マニュアル」を改正し、地方公共団体に令和2年度中に周知する。
46	公園施設として設置される管理事務所・倉庫等について建築基準法第48条の特例許可を不要とする見直し	<p>都市公園の管理施設については、特例許可の実績等を踏まえながら、周辺の市街地環境への影響等について整理した上で、当該施設の迅速な整備に資するよう、適切な用途規制の在り方について検討し、令和3年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>
47	「公営住宅法」に基づく近傍同種の住宅の家賃の算定方法の見直し	<p>公営住宅の家賃の上限額となる近傍同種の住宅の家賃の算定については、既存民間住宅等を活用し公営住宅を供給する場合において、当該既存民間住宅等の凶面の欠損等により算定が困難なときに、地方公共団体が収集可能な情報から簡便に算定する方法を、地方公共団体に令和2年度中に通知する。</p>
48	公園施設として設置される建築物について建築基準法第48条の特例許可を弾力的に行えるようにする見直し	<p>用途地域の制限に適合しない建築物の建築に係る特定行政庁による許可については、地方公共団体が公募する民間事業者からの提案段階であっても、特定行政庁が周辺の住居の環境に及ぼす影響等を踏まえ、特例許可の判断をすることが可能な建築計画を用いて、利害関係者への意見聴取及び建築審査会の同意取得を行うことが可能である旨を明確にしつつ、その運用等について、特定行政庁に令和2年度中に通知する。</p>
49	地籍調査実施主体への相続財産管理人選任請求権の付与	<p>地籍調査における筆界の確認については、登記簿上の土地の所有者が死亡し戸籍上相続人のあることが明らかでない場合（相続人全員が相続放棄をした場合を含む。）も、同条4項の「土地の所有者の所在が明らかでない場合」に該当することを明確化するため、「土地所有者等の所在が明らかでない場合における筆界の調査要領」を改正し、地方公共団体に令和2年度中に通知する。</p>
50	普通地方公共団体の全ての歳入においてコンビニ収納を可能とすること	<ul style="list-style-type: none"> ・負担金、分担金等について、地方公共団体の意見を踏まえつつ、私人にその徴収又は収納の事務を委託することができる歳入として追加すべきものを精査した上で、私人に委託することを可能とする方向で検討し、令和3年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・金融機関の統廃合やデジタル・ガバメントの推進など、公金を取り巻く状況の変化を踏まえた上で、多様な決裁手段の確保の観点から、地方公共団体の財務に関する制度全般の見直しの中で、地方公共団体等の意見を踏まえつつ、地方公共団体の判断により公共の徴収又は収納の事務を原則として私人に委託することを可能とすることを含め、その在り方について検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。